

知事専用予備車が2台あることを不要として  
それにかかる経費の返還を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員	古賀俊昭
同	大沢昇
同	三栖賢治
同	筆谷勇

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

世田谷区 後藤雄一

### 2 請求の提出

平成18年10月3日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

ア 都知事は、以下の「専用車を1台、予備の専用車を2台」、リースで契約し使用している。

車種	使用目的	契約金額
トヨタ・センチュリー	専用車	2,038,680円
日産・エルグランド	予備車	957,600円
トヨタ・センチュリー	予備車	2,016,000円

イ 知事の専用車・予備車は特殊な装備が施されており、昨年まではエルグランドを予備車としていた。

ウ しかし本年4月、エルグランドはワンボックスタイプであり用途が違うとして、以前使用していたセンチュリーを3台目の予備車としてリース契約を結んだ。

エ 財政再建に取り組んでいる東京都の知事が、専用公用車の他に、予備車を2台用意することは、無駄使用であり、地方自治法第2条「最少の経費で最大の効果」に違反し、違法・不当である。

(2) 措置請求

3台目の予備車トヨタ・センチュリーのリース契約代金の返還を求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

知事専用の予備車（以下「知事専用予備車」という。）にかかる平成18年度の賃貸借契約代金の支出を監査対象とした。

### 2 監査対象局等

財務局を対象とした。

また、知事本局秘書部秘書課及び総務局総合防災部防災対策課に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

### 3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成18年11月8日に、財務局職員の陳述の聴取を行った。

### 第 3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 請求人が知事専用予備車であると主張する車両について

請求人が知事専用予備車であると主張する車両は、エルブランド及び平成17年度まで知事の専用車(以下「知事専用車」という。)であったセンチュリー(以下「旧センチュリー」という。)であり、2台ともに財務局経理部輸送課(以下「輸送課」という。)が所管する。

エルブランド及び旧センチュリーの車両概要は表1のとおりである。

(表1) 車両の概要

区 分	エルブランド	旧センチュリー
車 種	普通乗用自動車	普通乗用自動車
形 状	キャブオーバー型ワゴン	セダン
定 員	8名	5名
排気量	3,498cc	4,996cc
駆動形式	4WD	2WD
ボディカラー	シルバー	黒

(2) エルグランド及び旧センチュリーにかかる賃貸借契約について

ア エルグランド及び旧センチュリーにかかる賃貸借契約の状況

監査対象局では、エルグランド及び旧センチュリーをリースしており、その状況は表2のとおりである。

(表2) リースの状況

年度	エルグランド	旧センチュリー
平成13		賃貸借契約 (平成13.8.1～平成14.3.31)
平成14		賃貸借契約 (平成14.4.1～平成15.3.31)
平成15	賃貸借契約 (平成16.3.1～平成16.3.31)	賃貸借契約 (平成15.4.1～平成16.3.31)
平成16	賃貸借契約 (平成16.4.1～平成17.3.31)	賃貸借契約 (平成16.4.1～平成17.3.31)
平成17	賃貸借契約 (平成17.4.1～平成18.3.31)	賃貸借契約 (平成17.4.1～平成17.7.31) 賃貸借契約 (平成17.8.1～平成18.3.31)
平成18	賃貸借契約 金額：957,600円 (平成18.4.1～平成19.3.31)	賃貸借契約 金額：2,016,000円 (平成18.4.1～平成19.3.31)

注：表2の右側に「新規リース(4年間)」と「再リース(2年間)」の注釈があり、それぞれ平成14年度～平成17年度と平成17年度～平成18年度に該当するリース期間を示している。

イ エルグランド及び旧センチュリーにかかる平成18年度の賃貸借契約書における車両の取扱い

(ア) エルグランドについて

賃貸借契約書添付の仕様書に「知事予備車」との記載がある。

(イ) 旧センチュリーについて

賃貸借契約書添付の仕様書に「知事予備車」との記載がある。

ウ エルグランド及び旧センチュリーにかかる平成18年度の賃貸借契約代金の支払状況

請求日までの、エルグランド及び旧センチュリーの平成18年度にかかる賃貸借契約代金の支払状況は表3のとおりである。

(表3) 契約代金支払状況

(単位：円)

区分	エルグランド		旧センチュリー	
4月分	7月7日	79,800	6月23日	168,000
5月分	7月13日	79,800	6月29日	168,000
6月分	7月26日	79,800	7月26日	168,000
7月分	8月9日	79,800	8月9日	168,000
8月分	9月13日	79,800	9月13日	168,000
計		399,000		840,000

(3) 平成18年度導入の知事専用車にかかる車種選定について

自動車を取得しようとする際には、東京都自動車の管理等に関する規則(昭和39年東京都規則第92号。以下「管理規則」という。)第6条において、その車種等について財務局長の選定を受けなければならないとされており、平成18年度に新たに知事専用車を導入するに際して、財務局長に対し、平成18年1月18日付で車種選定依頼がなされ、同月19日付けで参考車種が選定されている。

(4) エルグランド及び旧センチュリーにかかる運転日誌について

管理規則第13条第1項の規定によれば、運転者は、毎日の運転状況を運転日誌に記載することとされており、運転日誌が作成されている。

ア エルグランドについて

請求日までの、運転日誌に記載されたエルグランドの使用状況は表4のとおりである。なお、平成16年度以前のエルグランドの使用状況については、運転日誌の文書保存年限が1年であり、すでに廃棄されているため、確認できない。

(表4) エルグランドの使用状況

	日付	車両種別等	使用した部署、職等
平成 17 年 度	平成17年 6月 7日	専用車	副知事
	平成17年 7月20日	専用車	副知事
	平成17年 7月28日	専用車	副知事
	平成17年 8月18日	専用車	知事本局秘書部秘書課
	平成17年 8月25日	専用車	知事本局秘書部秘書課
	平成17年 9月 1日	専用車	知事
	平成17年 9月 6日	専用車	知事本局秘書部秘書課
	平成17年 9月 9日	専用車	知事本局秘書部秘書課
	平成17年11月 2日	一般共用車	知事本局秘書部秘書課
	平成17年11月 9日	一般共用車	知事本局秘書部秘書課
平成 18 年 度	平成18年 4月11日	一般共用車	知事本局秘書部秘書課
	平成18年 4月15日	一般共用車	知事本局秘書部秘書課
	平成18年 5月24日	ワゴン車・共用	財務局経理部検収課
	平成18年 5月26日	一般共用車	財務局経理部検収課
	平成18年 5月28日	一般共用車	知事本局秘書部秘書課
	平成18年 6月 3日	一般共用車	知事本局秘書部秘書課
	平成18年 8月10日	一般共用車	総務局総合防災部防災対策課
	平成18年 9月 1日	一般共用車	知事

## イ 旧センチュリーについて

請求日までの、運転日誌に記載された旧センチュリーの使用状況は表5のとおりである。旧センチュリーについては、平成18年3月まで、知事専用車であったため、平成18年4月1日以降のものについて示す。

(表5) 旧センチュリーの使用状況

日付	車両種別等	使用した部署、職等
平成18年 9月 1日	専用車	知事

## 2 監査対象局の説明

### (1) 知事専用予備車の趣旨について

知事が都政のトップリーダーとして、広範かつ重要な職責を全うするためには、各所への移動時においても常に連絡がとれるなど万全を期す必要があり、公務遂行上の機動力を確保する観点から、管理規則第8条第1項に基づき知事専用車を制度化している。これは、危機管理の一環でもある。

知事専用車は、移動中におけるセキュリティ対策としてSP用の特別装備や他車との識別ランプ（いわゆるブルーランプ）を装着するなど、他の公用車では代替することはできない車両である。

都を代表する知事の公務を輸送面からサポートし、機動力を担保するとともに、セキュリティに万全を期すため、知事専用車が車両整備、法定点検などにより一定期間使用できない場合や事故などの不測の事態に備え、直ちに知事専用車を代替できる車両を配備しておくことは必要不可欠であり、そのため知事専用予備車を常時確保している。

### (2) 本件監査請求に関する事実関係について

知事専用予備車の配備状況は、次のとおりである。

#### ア エルグランド

平成15年度には、「緊急治安対策本部」が設置されるとともに、治安対策や災害対策などが都政における重要課題とされたことから、平成16年度以降、知事が機動力を駆使して都内各地を視察するなどの機会も増加することが予想された。

これを受けて、平成16年3月、知事の公務遂行上の機動力を担保する車両として、知事専用車を代替するとともに、災害対策訓練や現場視察など多種多様な対応も可能となる車両として、ワンボックスタイプであるエルグランドを知事専用予備車として配備することにした。

平成17年度は、災害対策訓練時における知事の移動手段に使用するなど、知事専用予備車としての役割を果たしてきた。

エルグランドは、乗用車タイプにはない機能を併せ持っており、多種多様な活動に合わせて適切に対応できるため、平成18年4月からは、この機能を活かしつつ、より効率的な車両運用をするため、「一般共用扱い」として運用することとした。

一般共用車は、平成18年10月現在、10台の車両を配備しており、現場

視察、官庁等への連絡調整、荷貨等の搬送など公務を遂行する上で公用車の使用が必要とされる場合に配車している。

それまでの一般共用車はすべて黒塗りの乗用車タイプのみであったため、エルグランドのような多人数の乗車が可能であり、かつ多面的な利用が可能な車両を一般共用車としての用途に供することにより、より効率的で幅広い庁有車の運用が可能となった。

平成18年度の運行内容は、一般職員の現地調査、視察を含む災害対策訓練時における活動支援、知事の海外出張時における空港への随行者等の搬送等であり、他の一般共用車と同様の手続で配車している。

#### イ 旧センチュリー

それまで知事専用車として使用してきた旧センチュリーであるが、平成18年度は、8月末に迫った2016年オリンピックの国内立候補都市を勝ち取り、その後の国際的活動に向けても積極的に取り組んでいくため、知事自らが先頭に立っているオリンピック招致活動を万全の体制で支えるという輸送業務に大きな役割が課せられることとなった。

このような状況の変化を踏まえ、オリンピック招致活動などに伴う国内外の関係者との会談や皇居参内など、儀礼的な要素も大きく含む公務への対応についても万全を期す必要が高まってきた。

一方、先に述べたように、ワンボックスタイプであるエルグランドを効率的に運用するため、平成18年4月から一般共用車とすることにより、同時に新たな知事専用予備車を配備する必要があった。

また、知事専用車であった旧センチュリーは、東京都指定低公害車ではあるが、国に先駆けディーゼル車の排出ガス規制など自動車公害対策への取組みを進めている知事の専用車としては、より最新の排出ガス規制に適合した車両が好ましいことは明らかである。

そこで、最新の環境基準に適合したセンチュリーを新たに知事専用車として導入することとし、状況の変化にも対応する観点から、それまで知事専用車としていた旧センチュリーを知事専用予備車としたものである。

#### (3) 本件監査請求について

請求人は、自動車の賃貸借契約の仕様書内「車名及び数量」欄に「トヨタ・センチュリー1台(知事予備車)」「日産・エルグランド(知事予備車用)1台」という記載をもって、予備車が2台あると主張している。



この賃貸借契約は、リース契約として継続的に契約しているものであることから、事務の継続性の観点からも前年同様の事務処理上の取扱いとし、「知事予備車用」と記載のある仕様書を使用し契約事務を進めたものである。

以上のとおり、知事専用予備車である旧センチュリーは、知事専用車の代替車両として、知事の広範かつ重要な職責からいっても必要不可欠なものであり、請求人の主張には理由がないと考える。

#### (4) 今後の対応について

公用車は、知事をはじめとした都政の重責を担う幹部等の公務遂行上の機動力を確保する観点から効率的に配備しているものである。

財務局としては、今後とも、輸送業務の効率的な運用に努め、業務を通して都政の発展による住民福祉の増進に取り組んでいく所存である。

### 3 判断

本件請求において請求人は、賃貸借契約書に添えられた仕様書の記載をもとに、平成18年度は、知事専用予備車はエルグランドと旧センチュリーの2台であり、旧センチュリーが無駄であると主張し、旧センチュリーにかかる賃貸借契約代金の返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査に基づき、次のように判断する。

エルグランドは、賃貸借契約関連書類の記載からすると、平成18年度において、知事専用予備車であるとされている。

これに対し、監査対象局は、エルグランドの賃貸借契約については、リース契約として継続的に契約しているものであることから、事務の継続性の観点から前年同様の事務処理上の取扱いとし、「知事予備車用」と記載のある仕様書を使用した。オリンピック招致活動などに伴う国内外の関係者との会談や皇居参内など、儀礼的な要素を含む公務への対応についても万全を期す必要があることから、平成18年4月から旧センチュリーを知事専用予備車とするとともに、災害訓練や現場視察など多様な対応が可能なワンボックスタイプであるエルグランドについては、効率的に運用するために、一般共用車とすることとしたものである、と主張する。

ところで、専用車を含めた公用車の割り当てについては、公用車の運用の一環として財務局の裁量により行われているが、専用車の割り当てについての意思決定は、各職に対する通知により確認できるのに対し、それ以外の公用車の運用についての

意思決定は、文書により明確な形ではなされていない。

しかしながら、知事専用車を平成18年度に導入する際の車種選定にかかる文書において、「現在知事専用予備車としている車両は災害時や現場視察用を兼ねたワゴンであり、官庁皇居等に出向く場合などに不向きである」と記されており、監査対象局は、平成18年1月には、平成18年度からエルグランドを一般共用車とする意思を有していたことが窺える。

一方、旧センチュリーについては、前記車種選定にかかる文書において、知事専用予備車としての使用が適当である旨の記載がある。

次に、エルグランド及び旧センチュリーの運用の実態について、運転日誌の記載から判断する（表4及び表5参照）。

運転日誌をみると、監査対象局は、平成18年度において、エルグランドを一般共用車として記載している。

また、使用実績としては、平成17年度は、知事が総合防災訓練において使用するとともに、知事の海外出張に伴う荷物の運搬や、知事の総合防災訓練参加に当たっての事前調査等に使用していたのに対し、平成18年度は、こうした使用以外に、財務局経理部検収課が、局の業務として、完了検査予定の現場を視察するのに使用しており、平成17年度とは異なる使用状況であることが認められる。

他方、旧センチュリーについては、平成18年度において、監査対象局は運転日誌に知事専用として記載しており、使用実績としては、知事が総合防災訓練において使用している。

これらの、車種選定にかかる文書、運転日誌の記載及び対象車両の運用実態は、平成18年度において、エルグランドを一般共用車として、旧センチュリーを知事専用予備車として、それぞれ運用しているとする監査対象局の主張と符合している。

以上から判断すると、平成18年度において、監査対象局はエルグランドを知事専用予備車として運用しているとはいえない。

したがって、知事専用予備車がエルグランド及び旧センチュリーの2台であり、旧センチュリーが無駄であるとする請求人の主張は、その前提を欠く。

ところで、賃貸借契約関連書類の記載からすると、エルグランドが平成18年度も知事専用予備車であるとの誤解を招くことから、監査対象局は、公用車にかかる契約事務処理を適切に行う必要がある。

#### 4 結 論

知事専用予備車が2台であり、旧センチュリーが無駄であるとして、旧センチュリーの経費の返還を求める請求人の主張には理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

第1 要旨

1. 都知事は以下の「専用車を1台。予備の専用車を2台」、リースで契約し使用している。

車種	使用目的	契約代金
トヨタ・センチュリー	専用車	2,038,680円
日産・エルグランド	予備車	957,600円
トヨタ・センチュリー	予備車	2,016,000円

2. 知事の専用車・予備車は特殊な装備が施されており、昨年まではエルグランドを予備車としていた。

3. しかし本年4年、エルグランドはワンボックスタイプであり用途が違うとして、以前仕様していたセンチュリーを3台目の予備車としてリース契約を結んだ。

4. 財政再建に取り組んでいる東京都の知事が、専用公用車の他に、予備車を2台用意することは、無駄使いであり、地方自治法2条「最小の経費で最大の効果」に違反し、違法・不当である。

5. よって、3台目の予備車（トヨタセンチュリー）のリース契約代金の返還を求める。

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

ア 17財経総・契第449号にかかる賃貸借契約書の写し

イ 17財経総・契第648号にかかる賃貸借契約書の写し

ウ 17財経総・契第653号にかかる賃貸借契約書の写し